

認定・告示の申出にあたって

長野県労働委員会事務局 審査課

地方公営企業等の担当者の皆様へ

この資料は、長野県労働委員会に認定・告示の申出をする場合の参考としてください。

1 認定・告示の申出に必要な書類

(1) 認定・告示申出書

様式は任意ですが、職印等の押印された正式な文書で提出してください。参考のために申出書の例を末尾に用意しました。申立書の必須記載項目は以下のア～オのとおりです。

ア 申出の日

イ 認定・告示を申し出る旨の文言

根拠規定は「労働委員会規則第28条第2項」です。

ウ 企業側・組合側それぞれの所在地、名称及び代表者氏名

エ 認定申出の理由

「組織改正に伴う職の改廃等」のように簡潔にお願いします。

オ 提出先は「長野県労働委員会 会長」宛です。

委員名簿：<http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/sangyo/rodo/rodo/mebo.html>

(2) 添付書類

ア 企業側、組合側それぞれの事務担当者及び連絡先

特に電話連絡先を必ず明記願います。

イ 企業の組織を説明する資料（設置条例、組織規程、組織図等）

ウ 職の権限を説明する資料（事務処理規程、職務権限分配表、事務分担表等）

エ 組合との合意文書の写し（口頭での合意の場合は不要）

2 留意していただきたい事項

- (1) 当委員会では、認定・告示を労働組合と合意の上で申し出るようお願いしております。もし、書面での合意があれば、その写しを申出書に添付して提出願います。また、合意の状況（合意方法、日時等）は後日調査においてお尋ねします。
- (2) 認定・告示の手続を開始するために、公益委員会議の決定が必要です。事務局の調査は、この決定があってから行いますので、申出から事務局の調査開始まで1か月程度かかる場合があります。

3 職の新設等に係る通知

平成15年の地方公営企業等の労働関係に関する法律の改正により、同法第5条第3項に、職の新設等に係る通知の規定が追加され、地方公営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、その旨を労働委員会に通知しなければならないとされております。

通知の様式は特に定めておりませんが、労働委員会規則第28条第3項により書面によって通知願います。

長野県労働委員会事務局 審査課

380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

Tel 026-235-7469

Fax 026-235-7367

Mail roi@pref.nagano.lg.jp

(申出書書式参考例)

認定・告示申出書

文書番号等

年 月 日

長野県労働委員会

会長 ○○ ○○ 殿

申出人 所在地

名 称

代表者氏名

労働委員会規則第 28 条第 2 項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 労働組合 所在地
名 称
代表者職氏名

2 公営企業 所在地
名 称
代表者職氏名

3 申出理由

4 認定を求める職名

5 添付書類

・ ○○○○○

・ ○○○○○

・ ○○○○○